

## 「ワーク」と「ライフ」の相互作用に関する調査(概要)

◆ 「ワーク」と「ライフ」は、相互に密接に影響を与え合っているが、これまでのWLBに関する調査研究は、「ライフ」に着目した調査研究は、あまり進んでいない状況。

本調査では、この相互作用に関して調査し、実態を把握することで、WLBを推進施策の企画・立案に活用するとともに、内閣府HPでも調査結果を提供。

### 【「ワーク」から「ライフ」への影響】

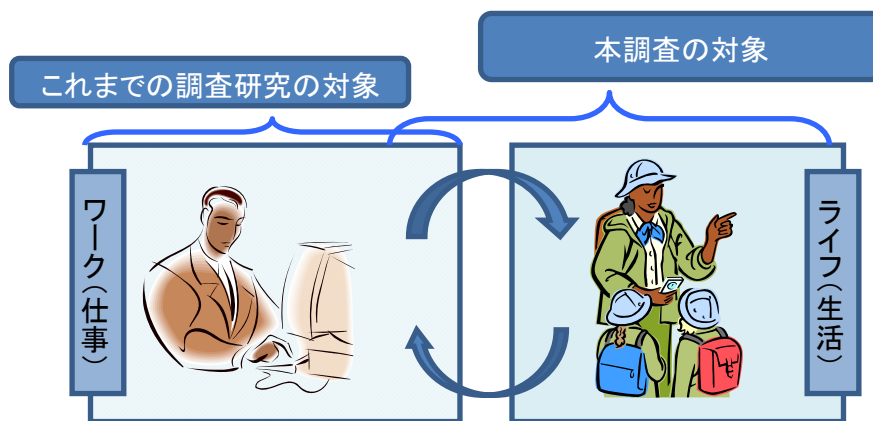
企業におけるWLBのための取組(労働時間の短縮や柔軟化、休暇取得促進、両立支援等)が個人の生活に与える影響

- ・ 長時間労働が改善されて、新たに自由になった時間を、どのように振り分けるのか？  
(ex.育児期の男性はどの程度、家事・育児関連に時間を振り向けるのか?)  
など

### 【「ライフ」から「ワーク」への影響】

個人の生活面の充実度合いが、仕事の能率やモチベーションなどに与える影響

- ・ 生活が充実すると、仕事に好影響が生じるといわれているが、具体的には何が効果を発揮して好影響を実現させているのか？
- ・ 家庭での家事分担上の変化が、夫婦それぞれのWLB施策のニーズにどのような影響を与えるのか？ など



### ◆入札に係るスケジュール(予定)

4月9日(金) 入札公告(一般競争総合評価落札方式)

5月31日(月) 技術等提案書提出期限

6月9日(水) 入開札

6月16日(水) 契約 (~平成23年3月10日(木))

※WLB:ワーク・ライフ・バランス

技術等評価表

件名: 「ワーク」と「ライフ」の相互作用に関する調査

得点配分: 価格点:技術点 = 1:1+ (1は種別A、 は種別B)

評価項目	仕様書 番号	評価基準	配点		種別
			( )は必須項目 他は加点対象		A 実施体制等 B 創造性等
<b>1. 調査業務の実施方針等</b>				10	
調査内容の妥当性	全体	・仕様書に示した内容について、全て提案されているか。 ・調査が適切な認識の下、目的・趣旨を的確に把握して実施されると認められるか。	(2)	4	B
作業計画の妥当性	全体	・作業計画は、仕様書の内容についての遂行が網羅されており、かつ現実的なものか。 ・適切な調査実施を十分に確保するため、AGのメンバーの意見を聴取し、調査に反映できる開催計画となっているか。	(3)	6	B
<b>2. アドバイザリー・グループ(AG)の設置</b>				6	
有識者の専門知識、適格性	5(2)	・本調査の目的を達成するのに十分な知識・経験を有する有識者が提案されているか。 ・AGの構成について、本調査の目的・趣旨を踏まえたものとなっているか。	(3)	3	B
<b>3. 作業実施について</b>				31	
サーベイ対象の先行研究	5(3)	・サーベイ対象とすべき先行研究について3件を例示しているか。(3件について包括的に評価。合計で最大6点。) 3件それぞれに、研究の概要、分析対象の調査名称・概要、ファインディングス、インプリケーションについての記述があり、それが本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、2点。 それが本調査の目的に鑑みて過不足のない的確な記述である場合、4点。	6	6	B
仮説の設定	5(3)	・仮説の設定に当たって踏まえるべき点について具体的な記述があるか。(最大6点) アンケート調査対象の属性を踏まえた具体的な記述があり、それが本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、1点。 それが、本調査の特性を踏まえた的確なものである場合、2点。 それが、本調査の質を高めるものである場合、3点。	6	6	B
アンケート調査方法のメリット・デメリット及びデメリット改善の工夫	5(3)	・調査方法のメリット・デメリット及びデメリットの改善のための工夫について具体的な記述があるか。(最大6点) 具体的な記述があり、メリット・デメリットについての的確なものであり、デメリット改善の工夫について本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、2点。 デメリット改善の工夫について合理的であり、本調査の質を高めるものである場合、4点。	6	6	B
アンケート調査項目の作成における留意点等	5(3)	・アンケート調査項目の作成に当たって留意すべき点や考慮すべき点について具体的な記述があるか。(最大3点。) 具体的な記述があり、それが本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、1点。 それが本調査の質を高めるものである場合、2点。	3	3	B
分析における留意点等	5(3)	・アンケート調査結果の分析に当たって、適用することが考えられる分析手法について明確な言及があり、留意すべき点等について具体的な記述があるか。(最大4点。) 具体的な記述があり、それが本調査の目的に鑑みて適切なものである場合、1点。 それが本調査の質を高めるものである場合、3点。	4	4	B
その他	5(3)	・独自の提案があるか。(2件までを評価の対象とする。最大6点。) 提案1件につき、 具体的な提案があり、それが本調査の目的を達成する上で合理的なものである場合、1点。 本調査の質を高める提案である場合、2点。	6	6	B
<b>4. 成果物の作成</b>				3	
報告書の完成イメージ	5(4)	・報告書の完成イメージ(構成やまとめ方など)がわかりやすく記載され、かつそれが本調査の目的に照らして妥当なものであるか。	(3)	3	B
<b>5. 組織・業務従事者の経験・能力</b>				50	
組織の類似調査の実績	全体	・過去に類似調査等を実施しているか。(最大7点。) 類似調査:企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況と、その取組が個人の仕事又は生活に与える影響に関する調査(意識調査など、分析を含まないものは除く。) 1件である場合2点、2件である場合4点、3件以上である場合7点。	7	7	A
ワーク・ライフ・バランス実現のための取組の状況等	全体	・ワーク・ライフ・バランス実現のための取組の実績があるか。(最大7点。) )女性雇用率(平成21年4月1日以降の任意の時点における直接雇用者に占める女性の割合)が、 ・15%以上30%未満である場合、1点。 ・30%以上である場合、3点。 )次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく取組について、 ・常時雇用労働者数が301人以上の場合に、次世代法第13条の認定を受けている場合、2点。 ・常時雇用労働者数が300人以下の場合に、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ている場合、2点。 )労働時間縮減に向けた全社的な取組を行っている場合、2点。	7	7	A
組織の調査実施体制	全体	・調査が遂行可能な人員の確保がなされているか。(業務管理者1名以上、業務担当者(上級研究員2名以上、研究員4名以上)6名以上) また、体制図が示されているか。 ・本件調査を円滑に実施できるモニター調査の実施体制及び補助体制について、提案があるか。また、必要最低限のモニターを確保できることを証明するための資料を提出すること。	(5)	5	A
			(5)	5	A

評価項目	仕様書 番号	評価基準	配点		種別
			( )は必須項目 他は加点対象		A 実施体制等 B 創造性等
業務従事者の経験・能力	全体	・担当者において、これまでの業務等を通じ、企業におけるワーク・ライフ・バランスに向けた取組に関する調査(ヒアリングを含むものであり、ワーク・ライフ・バランス施策全般に関するもの)等の実績があり、本件調査に関連する専門的知識を有しているか。(実績等とその成果について1件以上の記載がある者が1名以上3名以下である場合1点、4名である場合3点、5名である場合5点、6名以上である場合7点。)	7	14	A
		・担当者において、上記以外に、本件調査の質を高めると考えられる専門的知識、資格または経歴等を有しているか。(専門的知識等がある者が1名以上3名以下である場合1点、4名である場合3点、5名である場合5点、6名以上である場合7点。)	7		A
本件調査の業務監査体制	全体	・管理部門が別があり、業務監査体制はあるか。	(5)	5	A
本件調査に関する知見や情報を得るための手段	全体	・本件調査目的を達成させるために十分な情報や知見を収集するための手段を有しているか。 本件調査目的に鑑み適切であり、現実的なものである場合、3点。 本件調査を効率的かつ効果的に進めるのに資するものである場合、4点。	7	7	A
合 計	基礎点 / 種別A		(34)	100	50
	加 点 / 種別B		66		50

- 1 基礎点：配点( )付は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」となるので注意すること。
- 2 加点：基礎点以外の項目は、評価基準に応じて、加点対象となる。
- 3 集計方法：技術等審査会の審査員毎の採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。